

◎新潟県告示第1486号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成26年7月11日	志賀 繁雄	二級建築士	第4509号	死亡
平成26年7月25日	岡田 恭平	二級建築士	第6520号	申請
平成26年8月8日	宮口 久	二級建築士	第6708号	申請
平成26年8月22日	富樫 彩子	二級建築士	第18463号	申請